

平成31年度

神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金

## 募 集 要 項

### 目 次

1	本事業の概要.....	1
2	応募方法.....	5
3	審 査.....	7
4	各事業個別事項.....	8
5	お申し込み・お問合せ先.....	9

- 本事業は、商店街の集客力の強化を図るため、インバウンド対応、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、キャッシュレス化の取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援します。
- なお、この補助金の交付は、神奈川県議会における平成31年度当初予算案の議決が条件になります。そのため、当初予算案が議決されない場合には、本補助事業を実施しません。

平成31年3月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

〔受付窓口：神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課〕

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話番号 045 (210) 5612 (直通)

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/h31boshu.html>

## 1 本事業の概要

### (1) 事業の目的

商店街の集客力の強化を図るため、インバウンド対応、未病改善、共生社会の実現に向けた取組、キャッシュレス化の取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援します。

### (2) 事業内容

#### ア 補助対象者

- (ア) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
- (イ) (ア)に掲げる以外の法人化された商店街団体
- (ウ) (ア)から(イ)に掲げる以外の商店街団体
- (エ) 過去に県の若手商業者連携支援事業で事業を実施し、また、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体
- (オ) 商店街（会）団体を主たる構成員とする実行委員会
- (カ) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

※ ただし、重点取組事業のうち、未病を改善する取組及び共生社会の実現に向けた取組については、上記に加えて商店街団体と連携して事業を行う団体のうち、知事が認めるものも対象とします。

#### イ 補助対象事業

##### (ア) 賑わい創出事業

地域住民等のニーズを踏まえて賑わい創出のために新たに行う事業

##### (イ) 重点取組事業

商店街の魅力アップを図るために、次の重点的取組を行う事業

- ①インバウンドへの取組
- ②未病を改善する取組
- ③共生社会の実現に向けた取組

#### 【それぞれの事業の取組例】

##### (ア) 賑わい創出事業

- ①商店街観光ツアーやプロのコツを教えるミニ講座の実施
- ②地域の資源を活用して、広く県内外から誘客を可能とする事業
- ③その他、広く県内外から誘客するための魅力発信事業、「集客力の強化」

及び「継続的な賑わいの増加」に資する事業

#### (イ) 重点取組事業

##### ①「インバウンドへの取組」

商店街観光ツアーや多言語表記案内・マップ作りなどを通じた外国人来街者の増加に取り組む事業（キャッシュレスの取組を含む）

##### ②「未病を改善する取組」

未病改善を発信する拠点整備、健康メニューの提供、料理教室の実施、測定機器等を利用した健康測定、健康相談等の事業

##### ③「共生社会の実現に向けた取組」

障がいのある方も参加しやすい商店街観光ツアーや商店街イベント等の事業

※ 以上の例に限定するものではなく、オリジナリティ溢れる事業を支援します。

※ ただし、日常的な集客に結びつかない単発のイベント事業は対象外となります。

※ 公序良俗に反するものは、応募対象外となります。

\* 「未病を改善する取組」の未病とは、健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、このすべての変化の過程を表す概念です。「食・運動・社会参加」の3つを要素に生活習慣等を見直し、心身をより健康な状態に近づけていくことが「未病改善」です。

\* 「共生社会の実現に向けた取組」とは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向け、全ての人のいのちを大切にし、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会の実現を推進する取組です。

#### 〔補助の条件〕

- ・ 概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。
- ・ 商店街の歩行者通行量の増加、売上高の増加及び地域ニーズの充足等の事業実施効果が継続して見込まれること。

## ウ 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

専門家謝金、専門家旅費交通費、会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、賃金、雑役務費等の事務経費、委託費、改装費、商品開発・販路開拓にかかる経費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費、施設整備関係費、家賃

### 【留意点】

- ・ 什器備品費には、測定器、冷凍・冷蔵庫、空調設備等含む。
- ・ 家賃については、商店街の空き店舗等を活用した拠点にかかるものに限るが、大型商業施設等のテナントは除く。ただし、中小企業者の集まりである共同店舗棟とみなされる場合はこの限りでない。また、本事業開始年度のみ補助を行う。
- ・ なお、家賃の補助対象始期については、交付決定日の属する月の翌月1日からとする。ただし、交付決定日が1日の場合は、その月から補助を開始する。
- ・ 次の経費については、補助対象としない。
  - ① 会議費のうち、飲食に係る費用
  - ② 対象経費のうち支払の確認ができない（領収書のない）経費
  - ③ 交付決定日前又は事業期間終了後に支払われた経費
  - ④ 商店街の販売促進のため景品・賞金に充当する経費
  - ⑤ 商店街が発行する商品券のプレミアム（上乘せ）分に充当する経費
  - ⑥ その他知事が適当でないと認めた経費

## エ 補助率

(ア) 賑わい創出事業 事業費（税抜金額）の1／3以内

(イ) 重点取組事業 事業費（税抜金額）の1／2以内

※ 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

## オ 補助額の上限及び下限補助対象経費

補助額の上限 300万円

下限補助対象経費 50万円

※ ただし、重点取組事業の共生社会の実現に向けた取組の下限補助対象経費は、30万円とします。

## カ アドバイザーの派遣

事業の円滑な実施や結果の検証のために、必要に応じて専門家をアドバ

イザーとして派遣します。

**キ 事業実施期間**

平成31年度中（～平成32年(2020年)3月31日まで）

**ク 事後の効果検証等**

補助終了後5年間にわたって補助事業の効果を検証し、県から検証状況の要求があったときは、速やかに報告していただきます。

**(3) 事業の流れ**

---

**① 周知**

募集要項を作成し、各地域県政総合センター等での配布や、県ホームページで掲載します。

**② 募集・選定**

公募を行い、選考委員会の選考を経て補助対象事業の選定を行います。

**③ 内示**

補助対象事業として選定した旨を内示します。

**④ 補助金の交付申請**

事業実施期間を確保するため、内示後、速やかに申請してください。

**⑤ 補助金の交付決定**

交付申請から概ね2週間程度で交付決定します。

**⑥ アドバイザーの派遣**

事業の円滑な実施や結果の検証のために、県が派遣する専門家の指導を受けていただくことがあります。

また、事業実施主体が希望する場合も指導を受けることができます。

**⑦ 事業実施**

**⑧ 実績報告の提出**

事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を知事に提出します。

**⑨ 補助額の確定**

**⑩ 補助金の支払い**

#### (4) 事業のスケジュール（募集から補助金支払いまでの主な流れ）

	期 間
募 集	<u>3月1日～4月15日</u> 必着 ※郵送の場合は4月15日消印であれば有効。
選 定	5月中旬（予定）
内 示	5月下旬（予定）
補助金の交付申請	内示後、速やかに
補助金の交付決定	交付申請から2週間程度 ※補助金の支払いは事業完了後となります。
事業実施	交付決定日から平成32年(2020年)3月31日
アドバイザー派遣	随時
完了検査・額の確定	実績報告書の提出後、実施
補助金支払い	<u>補助金額の確定後、支払い</u>

## 2 応募方法

### (1) 提出書類

事業計画書(様式1)に必要事項を記入のうえ、9ページに記載のお申し込み・お問い合わせ先へ提出してください。

なお、様式は、県のホームページからダウンロードできます。

#### 【提出書類】

- ① 事業計画書(様式1)
  - ② 必要に応じて参考資料
  - ③ 事業計画書に係る意見書(様式1-5)
- ※ ③については、申請者が、重点取組事業のうち、「未病を改善する取組」又は「共生社会の実現に向けた取組」を行う場合で実施主体が商店街と連携して事業を行う団体の場合、必要となります。

### (2) 提出方法

#### ア 電子メールの場合

提出書類(様式1、様式1-5、必要に応じて参考資料) <電子データ>一式を添付して、[machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.jp](mailto:machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.jp)に送信して

ください。

なお、様式1の1ページ目及び様式1-5については、代表者印の押印が必要となりますので、別途、押印したものを郵送でお送りください。

#### 【送信方法】

- ① 電子メールのタイトル（件名）は、「**平成31年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（申請団体名）**」としてください。
- ② 「申請団体名」について、共同申請の場合は、連絡先として事業計画書様式に記載されている団体名を記載してください。
- ③ 提出書類の電子データのファイル名は、次のようにしてください。  
事業計画書「**商店街魅力アップ事業計画書（申請団体名）**」  
なお、「申請団体名」は②と同様に記載してください。
- ④ 参考資料がある場合は、電子データ化した上で、事業計画書と併せて送信してください。また、参考資料のファイル名には番号をつけ、事業計画書と同様に申請団体名を記載してください。
- ⑤ 容量が5メガバイトを超える場合は、お手数ですが複数の電子メールに分割して送信してください。

#### イ 郵送等又は持参の場合

提出書類一式を一部、9ページのお申し込み先まで提出してください。

ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

持参の場合は、予め電話にてご連絡のうえお越しくください。

#### 【郵送・持参の方法】

- ① 提出書類は片面印刷にしてください。
- ② 全ての書類（事業計画書、必要書類）はダブルクリップで綴じてください。
- ③ 電子媒体はCD-Rでの提出をお願いします。  
（CD-Rでの提出が困難な場合は、9ページのお問い合わせ先までご連絡ください。）
- ④ 電子媒体には、次のようにラベルを付してください。  
「**商店街魅力アップ事業計画書（申請団体名）**」  
なお、「申請団体名」について、共同申請の場合は、担当者連絡先として事業計画書に記載されている団体名を記載してください。
- ⑤ 電子媒体に保存する事業計画書の電子データのファイル名は、以下のようにつけてください。

事業計画書「**事業計画書（申請団体名）**」

なお、「申請団体名」は④と同様に記載してください。

- ⑥ 参考資料がある場合は、事業計画書と同様に電子媒体でも提出してください。また、参考資料のファイル名には番号をつけ、事業計画書と同様に申請団体名を記載してください。
- ⑦ 封筒の裏面に「平成31年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書在中」と朱書きしてください。

### (3) 応募締切

---

応募締切は以下の通りです。

**平成31年4月15日（月曜日）** 必着となりますので、ご注意ください。

（ただし、郵送の場合は**4月15日消印有効**とします。）

### (4) その他

---

応募に要する費用は、応募者の負担となります。

## 3 審査

応募のあった事業計画については、有識者からなる選考委員会での審査を経て、支援対象事業を選定いたします。

### (1) 審査における考え方

---

次の点を重視して審査します。

- ・ 目標設定が適切か。
- ・ 目標実現に資する事業構成か。
- ・ 事業を実施した結果、商店街等が活性化する蓋然性が高いか。
- ・ 地域一体となって取り組んでいるか。

### (2) 審査方法

---

有識者からなる選考委員会において、提出された書類に基づいて事業計画の審査を行います。その際、申請者からヒアリングを行います。なお、連携する商店街等の代表者の方にもヒアリングに出席していただきます。

### (3) 補助対象事業の選定と公表

---

選考会の審査をもとに、補助対象事業を県が選定します。選定された事業等は、県のホームページ上などで公表します。



## 4 各事業個別事項

### (1) 重点取組事業に係る「未病を改善する取組」

#### ア 「かながわ未病改善協力制度」への参加(必須)

コミュニティカフェ等の開店後は「かながわ未病改善協力制度」に基づく、申請を行ってください。

→<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/p754591.html>

- ・ 店頭など目立つ場所に県健康増進課が提供するステッカーを掲示していただきます。
- ・ 県から依頼する未病改善に関するチラシの配布等にご協力いただきます。

#### ※ 登録のメリット (いずれも無料)

- ① 県の特設サイト「かながわ健康長寿ナビサイト」からイベント情報等を発信できます。

→<https://me-byokaizen.pref.kanagawa.jp/>

- ② 県から未病改善に関する情報提供や県主催イベントへのブース出展案内などが受けられます。

#### イ 未病センターの認証(任意)

手軽に自らの身体の状態をチェックでき、専門家のアドバイスを受けられるなど、県民の皆様の未病への気づきや未病改善の実践を支援する場である未病センターとして活動する場合には、未病センターの認証を受けることができます。(認証には一定の審査があります)

→<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/mibyocenter.html>

#### ※ 認証のメリット

県のHP等で未病センターの紹介がされるなどより効果的な事業の周知につながります。

#### <未病センターの具体的な内容(必須機能)>

- ① 自分の健康状態の「見える化」  
例) 健康機器測定コーナーの設置、体力測定コーナーの設置
- ② 健康に関する相談・アドバイス  
例) 薬剤師等による相談、民間サポーターによるアドバイス
- ③ 食、運動などの知識の習得、情報提供  
例) 県や市町村の健康づくりに関する情報の提供、健康イベントの情報提供

## 5 お申し込み・お問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局中小企業部 商業流通課 商業まちづくりグループ

電話番号 045 (210) 5612 (直通)

電子メール machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.jp

ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/h31boshu.html>